

令和5年 第5回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第5回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和5年6月1日(木) 午前10時00分～午前10時43分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (13名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規		
	7 番	欠 員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員(1名)	6 番	谷 口 学		
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第7 議案第4号 農農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借)</p> <p>日程第8 議案第5号 農農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について(令和5年6月6日公告予定分)</p> <p>日程第10 議案第7号 農用地の買入協議に係る要請について</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 只今から、令和5年第5回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議には、6番、谷口委員から欠席の届出が提出されております。よって本日の会議の出席委員は13名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長 皆さんおはようございます。今日は、朝6時半という時間から現地確認をしていただきました。大変ありがとうございます。

本来ですと、今回の総会が、第24期の農業委員の皆さんの最後の総会となるわけですが、今朝、話を伺うと、今月末に臨時の総会を開くという話を伺いました。あと残りの任期は、あともう7月19日までの任期でございますけれども、谷本代理が、7月の19日をもって退任ということになりました。

谷本代理には、別な方面からですが、農業委員会の活動、または、農業に深いご理解をいただきながら、別の方向からご協力をお願いしたいと思っております。

5月は、ちょっと寒い時期もありまして、霜等の被害もございました。特にアスパラなど被害を受けられた方は、お見舞いを申し上げたいと思います。その後、なかなか、すっきりした天候もこず、気温もまだ低い状態できておりますけれども、明日からの恵みの雨を少し期待しながら、営農していかねばならないかなと思っております。

何分、大変、まだ忙しい時期ですが、先日、30日ですね、農業委員会の全国大会があったときですが、道の委員会の会長は、十勝の会長ですが、中谷会長だったと思っておりますけれども、農作業に合わせて、全国大会を欠席するようなことになったということで、くれぐれも皆様にはですね、十分に事故等や健康に気を使っただきながら農業委員活動、または、農作業をしていただきたいと思っております。

残り僅かな任期ですが、どうかよろしく願いいたします。今日はありがとうございます。

- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
 【なしの声】
- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、2番、真田委員、8番、平間委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。
 1番、令和5年4月25日、令和5年第4回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
 2番、同じく4月25日、令和5年度美瑛町アグリパートナー協議会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
 3番、5月10日、美瑛町議会第2回臨時会が開催され、会長が出席しております。
 4番、5月29日から31日にかけて、全国農業委員会会長大会及び都府県農業事情視察研修に、会長が参加しております。
 5番、5月29日、美瑛町土地開発公社理事会が開催され、職務代理が出席しております。
 6番、5月30日、美瑛町森林組合通常総会が開催され、職務代理が出席しております。
 以上でございます。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、議案第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。議案第1号、番号1番から番号5番までの件について、一括して審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に

よる農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、[]さん、借主、[]さん外4件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名、[]、地番[]、外2筆、面積計25,344平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年4月17日付けで合意解約です。後ほど議案第6号にて売買される予定です。

番号2番、土地の表示、字名、[]、地番[]外5筆、面積計46,003平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年4月17日付けで合意解約です。後ほど議案第6号にて売買される予定です。

番号3番、土地の表示、字名、[]。地番[]外1筆、面積計27,294平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和5年5月10日付けで合意解約です。後ほど議案第6号にて賃貸借の更新がされる予定です。

番号4番、土地の表示、字名、[]、地番[]外1筆、面積計11,273平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年5月17日付けで合意解約です。後ほど議案第7号にて買入れ協議に係る要請がされる予定です。

番号5番、土地の表示、字名、[]、地番[]外3筆、面積計49,413平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和5年5月18日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて別の法人へ貸付けされる予定です。

今回提出された5案件につきましては、通知書の記載内容等確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 これより議案第1号、番号1番から番号5番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号5番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
議案第2号、番号1番の件については、■番、■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■委員の退席をお願いいたします。

【■委員退席】

○議 長 議案第2号、番号1番の件について、審議いたします。
番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外の件となります。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外につきまして同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を付しますので審議をお願いいたします。

番号1番です。字名、■、地番■、登記簿現況共に田、面積553平米になります。所有者及び申請者は■の■さんになります。除外目的は、農家住宅建設のための除外となりまして、許可の理由といたしましては、農地法施行規則第38条及び第39条に基づくものになります。

以上で説明を終わります。

○議 長 議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を、■班長よりお願いいたします。

○■班長 はい。ただいま、事務局より説明があったとおりでございます。今朝ほど現地のほう確認してまいりました。場所的にも、農家住宅建設ということですので、何ら問題ないということでございます。以上で、報告を終わります。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 ■委員の入場を認めます。

【■委員入場】

○議長 ■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、審議いたします。番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番。字名、■、地番■の内に
なります。登記簿現況共に田。面積 88.07 平米。所有者、■
■、■さん。申請者、東京都の■
■となります。除外目的は電気通信事業携帯電話用に用いる
ための施設建設のための除外となっております。許可の理由
といたしましては農地法施行規則第15条の1第9項、農業振興
地域制度に関するガイドライン第16の1の④及び2の(1)の
④、それから、第19の3の(1)に基づくものとなります。
以上で説明を終わります。

○議長 ■議案第2号、番号2番の件について、現地調査の結果を、■
■班長よりお願いいたします。

○■班長 はい。ただいま事務局のほうから説明がありましたとおりで
ありまして、この場所については、道路からすぐ面したところ
でございます。何ら、問題ないかと思われまして。携帯電話の
アンテナということでございますので、問題ないと思われまして。
以上です。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定するこ
とに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、審議いたします。番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号3番になります。字名、[REDACTED]、地番[REDACTED]の中の2か所になります。いずれも、登記簿現況ともに畑。面積計98平米です。所有者は、[REDACTED]の[REDACTED]さん、申請者は、旭川市[REDACTED]の[REDACTED]になります。除外目的は送電線の鉄塔の建設のための除外となっています。許可の理由といたしましては、農業振興地域の制度に関するガイドライン第16の1の④及び2の(1)のウに基づくものとなります。以上で説明を終わります。
- 議長 議案第2号、番号3番の件について、現地調査の結果を、[REDACTED]班長よりお願いいたします。
- [REDACTED]班長 はい、ただいま事務局から説明があったとおりでありまして、送電線の鉄塔の建て替えということで、問題ないかと思われま。どうぞよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 続いて、議案第2号、番号4番の件について、審議いたします。番号4番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号4番。字名、[REDACTED]、地番[REDACTED]。登記簿現況ともに畑。面積900平米、所有者及び申請者、[REDACTED]、[REDACTED]さん、除外の目的は農家住宅建設のための除外となっております。許可の理由といたしましては農地法施行規則第38

条及び第 39 条に基づくものとなります。
以上で説明終わります。

○議 長 議案第 2 号、番号 4 番の件について、現地調査の結果を、
班長よりお願いいたします。

○班長 はい。ただいま事務局より説明があったとおりでありまして、
ここも今朝方、現地のほうを確認してきてございます。農家住
宅の建設ということですので、何ら問題ないかと思われ
ます。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第 2 号、番号 4 番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第 2 号、番号 4 番の件について、原案どおり決定するこ
とに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第 6、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可
申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第 3 号、番号 1 番の件について、事務局から説明をお願い
いたします。

○事 務 局 はい、議案第 3 号、農地法 3 条の規定による許可申請につい
て所有権移転でございます。農地法第 3 条の規定による、農地
の所有権移転申請がございました譲渡人、
さんの譲受人、
さんの 1 件の許可の可否について審議を求めるも
のでございます。なお、議案第 3 号で審議いただく案件につき
ましては農地法第 3 条第 2 号の各号には該当しないため要件を
全て満たしております。機械、労働力、技術力、通作距離等
を見ても問題ないことから、要件を満たしております。

番号 1 番です。土地表示、字名、
、地番 外 1 筆、
面積計 3,278 平米につきましては、譲渡人、
さんから、
さんへの売買による所有権移転申請となっ
てございます。申請箇所は J R 美瑛駅から
に約
キロの箇

所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのこと。価格は360,000円で10アール当たり、109,800円となっております。

詳細につきましては議案3ページのほうをご覧ください。
以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。この土地は、■■■■の目の前にある農地で、この後、議案第6号の集積計画案に出される土地の隣接地で農振に入っていないため、3条の扱いとなっております。何ら問題ないと思います。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に、日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。
議案第4号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第4号、農地法3条の規定による許可申請について賃貸借の件になります。農地法第3条の規定による農地の賃貸借権設定の申請のありました、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さん外2件の許可の可否につきまして審議を求めるものでございます。なお、議案第4号で審議いただく3案件につきましては、農地法第3条2号の各号には該当しないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等見ても問題ないことから、要件を満たしてお

ります。

それでは、番号1番になります。土地表示、字名、
、地番 外3筆、面積計、49,413平米につきましては、
貸主、さんから、借主、さん
への賃貸借権の設定申請となっております。申請箇所はJR
美瑛駅からに約キロの箇所で、賃貸借の設定の理由は、
貸主は、借主の意向を受け貸付けしたい。借主は、経営規模拡大のため、当該農地を借受けしたいとのこと
でございます。賃貸料は148,000円で10アール当たり3,000円となっております。期間は1年間です。詳細につ
きましては、議案4ページをご確認ください。以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります委員から
補足説明をお願いします。

○委員 はい。ただいま、事務局の説明のとおりであります。この件
に関しましても、の規模縮小ということで進めていま
すので何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入
ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それ
では、採決いたします。
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定する
ことに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第4号、番号2番の件について、審議
いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは番号2番です。土地表示、字名、
、地番 外26筆、面積計57,676平米につきまして、貸主、
さんから、借主、さんへの
賃貸借権の申請になってございます。申請箇所は、JR美瑛
駅からに約キロの箇所で賃貸借設定の理由は、借主は、
貸主の意向を受け貸付けしたい。借主は、経営規模拡大のため、
当該農地を借受けしたいとのこと
でございます。賃貸料は

173,000円で、10アール当たり3,000円となっています。期間は1年間です。詳細につきましては議案5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい。今、事務局より説明のあったとおりでございます。貸主、[]さん。借主、[]さんともに全然問題はないと思っておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第4号、番号3番の件について、審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。それでは番号3番になります。土地表示、字名、[]、地番[]外1筆、面積計33,151平米につきましては、借主、[]さんから、借主[]さんへの賃貸借権の設定申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から[]に約[]キロの箇所で、賃貸借の設定理由といたしまして、貸主が、農業経営の合理化と選択と集中の経営戦略から、畑作部門と養豚部門を分離して、経営効率を最大限に高めることによって健全で安定的な農業経営を行うことができると考え、申請地を借主に賃貸したく本申請に及びましたということでございます。借主につきましては、農地保有適格法人でありまして農業経営規模を拡大することにより、コストパフォーマンスの良い戦略的な農業経営を推進すべく、申請地を借り受けるため申請に及びましたところでございます。賃貸料は165,755円で10アール当たり5,000円となっております。期間は許可日から令和25年11月の末までとな

っております。また、[]さんにつきましては美瑛町では初めての法人ということで、別紙の資料といたしまして[]の定款、登記簿のコピー、それから、ホームページの写しのほうを一緒に同封させていただいておりますので、資料としてご確認をお願いいたします。また、[]さんは有機農法をメインでやっているということと、また、美瑛のほうの農地につきましては、[]さんの[]さんが重要な使用人として、農地のほうを管理していくということを聞いております。以上でございます。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい、ただいまの件につきまして事務局の説明のとおりでございます。場所的には、1箇所目が[]の下の方と申しますか、2年ほど前に、[]さんから[]さんに名前が変わったときに1度、現地確認で見に行ったところだと思います。[]のところから、[]と[]の道道から上がるところの左側ですけど、ちょっと今行くと、木の陰になってちょっと見えづらいところなんですけども、そこでございます。またもう1箇所は、そのまま真っすぐ行って[]の手前を挟んで右側の山の上になるのですが、この場所だと確認しております。それで借主の[]ですが、先ほど事務局がありましたように、資料を見てもらえれば、何ら問題はないかと考えております。また、貸主のほうも、[]さんがそのまま作業を委託して、有機栽培に取り組むということですので、何ら問題はないかと思っております審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第5号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 はい、それでは議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件でございます。農地法第5条の規定による、転用許可の申請のありました、貸主、■■■■さん、借主、■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番、字名、■■■■、地番■■■■の内地番にあり、1筆でございます。地目は登記簿現況ともに畑。転用面積は2,652平米となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■キロの箇所で土地所有者、■■■■さんで、転用計画者は、■■■■さんになります。農業用倉庫の建設及び通路の造成のためということであり、使用貸借の権利によって転用申請となっております。

申請地は町が定める農業振興地域計画において指定されている農振農用地区域内ですけれども、現在、農林課にて施設用地への変更申請がなされているところでございます。農地法第5条第2項の規定による転用であり、転用はやむを得ないものと認められるものでございます。詳細につきましては議案7ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 ただいま事務局のほうから説明があったとおりです。■■■■さんは、家から畑が転々とした通い作が多くて、既に2棟ほど畑のほうに格納庫ありますが、今回予定しているところが1番端の農地の場所を予定しているところで、大型機械の格納、また、農作物の一時保管等を予定しております。そんな中で作業場を含めて、今回このような面積で申請を出しております。何ら問題はないと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。ただいま地元委員の■■■■さんより説明があったとおりでありまして、この場所の周りも、ご本人の土地ということで、何ら問題ないかと思われますので、審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。

これより議案第5号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
- 議案第5号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 次に、日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和5年6月6日公告予定分の件を議題とします。
- 議長 議案第6号、番号1番から番号4番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号、農用地利用集積計画案について、令和5年第5回、令和5年6月6日公告予定分、■■■■さん外3件、改善組合承認済みから、利用権の設定等、所有権の移転2件、賃貸2件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日、法律第56号、第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。
- 番号1番及び2番につきましては、賃貸地の売買です。
- 番号1番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑3筆、25,344平米。2,788,000円で10アール当たり110,000円です。
- 番号2番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの売買、畑6筆、46,003平米。5,060,000円で10アール当たり110,000円です。
- 番号3番につきましては、借手の変更に伴う賃貸借です。
- 番号3番、■■■■、■■■■さんから、■■■■、■■■■さんへの賃貸借。田4筆、畑4筆、計55,008平米。169,000円で10アール当たり田3,100円、畑3,100円です。期間は5年間です。
- 番号4番につきましては、農業公社の事業を利用するまでの賃貸借です。

番号4番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、畑1筆、計27,294平米。88,000円で10アール当たり田4,500円、畑2,700円です。期間は1年間です。

以上設定を受けるもの、4件、3名1法人、設定をするもの4件4名、田5筆、32,184平米。畑14筆、121,465平米。計19筆、153,649平米。以上で説明を終わります。

○議長 これより、議案第6号、番号1番から番号4番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第6号、番号1番から番号4番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 次に、日程第10、議案第7号、農用地の買入協議に係る要請についての件を議題とします。

○議長 議案第7号、番号1番の件について、審議いたします。番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、農用地の買入れ協議に係る要請について。農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日、法律第56号、第3条第1項に基づき、所有権移転に係る斡旋の申出があった、[REDACTED]さんの農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法附則、令和4年5月27日、法律第56号、第3条第2項に基づき、美瑛町から土地所有者に対して同公社が買入れの協議を行う旨の通知をされるよう美瑛町に要請するため審議をお願いいたします。なお、本日この要請が決定されると農業委員会から美瑛町長に要請を行い、要請を受けた町が基本構想をもとに、申出者と公社に買入れ協議の通知をすることになります。また、今後の手続につきましては、土地所有者が町から買入れ協議の通知を受けてから3週間の間に行入れ協議を行うこととなります。

番号1番、申出者は、[REDACTED]、[REDACTED]さん。農用地は、[REDACTED]外1筆、面積計11,273平米。申出年月日は、令和5年5月18日で、借受け予定者は、[REDACTED]、[REDACTED]さんです。今回審議をいただいた案件につきましては、買入れ協議が成立しますと、次回以降の総会で集積計画にて公社へ売買され、その後の総会で集積計画により、認定農業者の方への貸付けが始まることとなります。

以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第7号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第7号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 以上で、本日の議案の審議事項は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和5年、第5回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和5年6月1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

真 田 佳 則

美瑛町農業委員

平 間 初 美